



# 中央家保 BSE 検査所情報

熊本県中央家畜保健衛生所 〒861-1300 菊池市七城町蘇崎 1293-1  
TEL 0968-26-3200 FAX 0968-26-3201  
Eメール [chuuoukaho@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:chuuoukaho@pref.kumamoto.lg.jp)

## 耳標(個体識別番号)について

**個体識別番号は、牛が生まれたときに与えられる番号で、この 10 桁の番号が記載された耳標を付けることが国内における BSE 対策の基礎となっています。しかし、BSE 検査所にはこの耳標を装着していない死亡牛が搬入される事例が見られます。耳標の装着は、死亡牛の適正・円滑な処理のためにも重要なことですので、再確認をお願いします。**

### 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

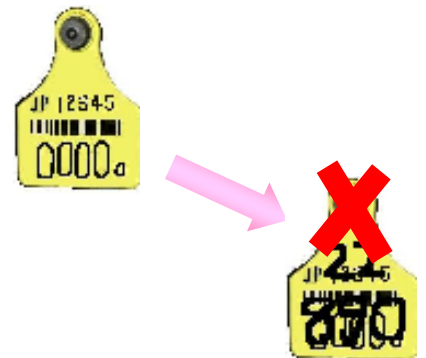
通称、「牛肉トレーサビリティ法」と呼ばれ、平成 15 年 12 月 1 日から施行されています。

#### ～主な目的～

- ・ BSE のまん延を防止すること
- ・ 畜産及びその関連産業の健全な発展を図ること
- ・ 消費者の利益の増進を図ること

#### ～主な内容～

- ・ 耳標は**両耳に着ける**こと (第 9 条)
- ・ 耳標が壊れたり無くなったりしたときには、**再発行して着ける**こと (第 9 条)
- ・ 耳標を取り外してはいけない (第 10 条)
- ・ 個体識別番号が見えなくなるような行為は禁止 (第 10 条)



### 耳標が脱落した場合などは…

- ◇ 耳標を取り外した場合や脱落した場合、再び装着する必要があるため速やかに再発行の手続きをする
  - ・ 請求から再発行までには、**3 週間程度**必要
- ◇ 耳標は勝手に取りはずしてはいけないが、以下の場合はやむを得ない
  - ・ 牛が耳の病気にかかっているとき
  - ・ 牛の耳に外傷があるとき
  - ・ 耳標の劣化などにより番号が見えないため、取り替える必要があるとき
  - ・ 出荷直前または輸送中に耳標が脱落したとき
  - ・ 農林水産大臣が特に必要があると認めるとき

\* トレーサビリティ法では、**耳標を両耳に装着しないまま牛を流通させてはいけないこと**になっています。死亡牛を化製処理場に持ち込む際には法律上の問題はありませんが、**死亡牛を適正かつ円滑に処理するための補助事業等を利用する際に必要**となります。いかなる場合でも、耳標は両耳に確実に装着してください。

## 耳標が着いていない死亡牛を BSE 検査所に搬入する場合

個体の情報が明記されている、以下のいずれかの書類を持ってきてください。

- ・子牛登記証明書、血統登録証明書など
- ・再発行の手続きをした際のインターネット画面をプリントアウトしたもの

その後、再発行された耳標が届き次第、蛋白ミル公社に提出してください。

## 死亡牛の適正処理に御協力をお願いします

依然として、受付時間外の搬入が若干見受けられます。

受付の時間は以下のとおりですので、時間内に搬入して下さるようお願いいたします。

### ★受付時間★

日曜日と祝日は休業です

月曜日～金曜日	土曜日	日曜日 祝日
8:30～11:30 13:00～15:00	8:30～11:30	休業

\*ゴールデンウィークの日程・時間等については、決まり次第ホームページに掲載します。  
今後も、飼養している牛が死んだ場合には迅速な搬入をお願いいたします。

詳細や不明な点については、  
中央家畜保健衛生所 BSE 検査所までご連絡ください  
電話：0968-26-3200

<http://www.pref.kumamoto.jp/site/617/>